5/5～11は「こどもまんなか児童福祉週間」

☎(260)5606　こども総務課

「いこうぜ！みんな　キラキラのあしたへゴーゴゴー！」子どもの健やかな成長について、家族や友人と考えてみませんか。

民生委員・児童委員の日活動強化週間

☎(260)5604　福祉総務課

5/12の「民生委員・児童委員の日」から1週間は「活動強化週間」です。近所の身近な相談相手である同委員の活動を、大和市民まつりの出展ブースで紹介します日5/9(土)・10(日)いずれも10:00～15:00場共同カイテックみらいパーク(引地台公園)。

5/31はWHO「世界禁煙デー」

☎(260)5663　健康づくり推進課

喫煙は、脳卒中などの循環器疾患や慢性閉そく性肺疾患(COPD)などの呼吸器疾患、糖尿病などの生活習慣病など多くのリスクを高めるとされています。県や市は禁煙に関する相談に応じています。

6/1は「人権擁護委員の日」

☎(260)5175　国際・市民共生課

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、人権に関する相談に応じています。「人権擁護委員の日」に合わせ、パネル展を開催します／**パネル展**▶日6/1(月)11:00～17:00場イオンモール大和1階ウォーターコート(下鶴間1-2-1)申不要／**特設人権相談**▶日6/1(月)10:00～16:00場市役所市民相談課申不要(国際・市民共生課へ電話相談も可)。

経済センサス活動調査にご協力を

☎(260)5333　総務課

6/1を基準日として、全国一斉に経済センサス活動調査(総務省・経済産業省所管)を実施します。この調査は、全産業分野の売上金額や費用などの経理項目を、同一時点で網羅的に把握します。事業所や企業の経済活動を全国的、地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の母集団情報を整備することが目的です。対象事業所には、5月中旬から調査員証を携行した調査員が巡回し、調査票を配付します。インターネットまたは郵送でご回答ください。調査票を統計上の目的以外に使用することはありません。

献血にご協力ください

☎(260)5661　医療健康課

日①5/23(土)10:00～12:00・13:45～16:00・②30(土)10:00～11:30・13:00～16:00場①桜ヶ丘中央病院(福田1-7-1)、②中央林間駅連絡通路付近申不要。

市・県民税納税通知書などを送付

☎(260)5232　市民税課

市・県民税を毎月の給与からの差し引き(給与天引き)で納める人には、特別徴収税額決定通知書を5月中旬に勤務先へ送付します。個人で納める人には納税通知書を6月上旬に自宅へ送付します。なお、非課税の人には納税通知書を送付しません。※今年度分の所得(課税または非課税)証明書は6月上旬から発行します。

令和8年度市民活動推進補助金の対象事業が決定

☎(260)5103　つながり推進課

市民活動推進補助金の対象事業は、新たな市民活動の立ち上げを支援する「めばえ」の次の4事業に決定しました／**事業名(団体名)**▶減災チャレンジ！2026(大和市災害ボランティアサポーターズ)、専門職とともに考える子どもの育ちと子育てを支える地域支援事業(おやこのてらこや　あいあい)、ゆめのわ　赤ちゃん食堂(ゆめのわ)、子育て支援事業(子どものミライを応援し隊)。

暴力団を排除するために

☎(260)5129　市民相談課

市民の安全な生活を確保し、健全な社会活動を実現するため、「大和市暴力団排除条例」を施行しています。市から暴力団を排除するために、市民や事業者は、次のことに努めましょう／債権の回収やもめごとの解決に暴力団の威力を利用しない／暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員または暴力団員が指定した者に金品やサービスなどを提供しない／暴力団の活動や運営に協力する目的で、金品やサービスなどを提供しない。

犯罪被害者などを支援

☎(260)5129　市民相談課

市は、「大和市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者やその家族への日常生活の費用助成、見舞金の支給、専門相談の実施などの支援をしています。昨年4/1以降に発生した犯罪等の被害が対象です。要件など詳しくはお問い合わせください／**大和市犯罪被害・詐欺相談**▶☎(260)7970(月～金曜日(祝日、年末年始を除く)9:00～12:00・13:00～17:00)。

「みんちゅう」をご活用ください

☎(260)5118　市民生活あんぜん課

駐輪場シェアサービス「みんちゅう」は、「駐輪スペースを貸したい人」と「駐輪したい人」がスマートフォンのアプリで登録や予約をすることで、使っていない空きスペースなどを駐輪場として貸し借りできます／**利用方法**▶「みんちゅう」のホームページで内容を確認のうえ、登録手続きやアプリのダウンロードなどをしてください／**駐輪料金**▶貸し出し者の料金設定による。

大和市企業活動振興条例による奨励金

☎(260)5135　産業活性課

市は、市内企業の設備投資、市外企業の新規立地などに対する次の奨励金を交付しています。①新規立地奨励金、②事業拡大奨励金、③設備投資奨励金、④投資促進奨励金、⑤賃貸オフィスビル等入居奨励金、⑥健康企業奨励金／**要件**▶①～③投下資本額1,000万円以上、④ ①～③のいずれかの奨励金の受給企業、⑤床面積1,000㎡以上の市内の賃貸オフィスビル等を新たに賃借し1年以上操業を継続、⑥経済産業省が創設した「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けた企業申申請前に事前相談が必要です。対象や奨励金額など、詳しくは市のホームページをごらんいただくか、お問い合わせください。

みんなの力でCO_2削減

☎(260)5493　環境総務課

市は「2050年カーボンニュートラル社会の実現」のため、二酸化炭素(CO_2)などの温室効果ガスの排出量を、2013年度から2030年度までに46%削減することを目指しています。最新の2023年度の32.8%削減は、全国や県の削減率を大きく上回り、2030年目標も達成可能なペースです。市民の皆さんの協力で、ごみの分別による容器包装プラスチックの全量資源化を進めたことや、住宅用太陽光発電設備の設置が進んでいることなどが削減につながっています。1月には、国際的な環境非営利団体であるCDPから、優れた脱炭素の取り組みをした自治体として、全世界120自治体の「CDPシティーズ2025Aリスト」に、東京都と並び選出されました。2030年、2050年に向けて、引き続き温室効果ガス排出量削減へのご協力をお願いします。

やまとエコアクション21にご参加を

☎(260)5493　環境総務課

市内事業者に日々の事業活動から発生する温室効果ガスを数値化し、削減に取り組んでもらう「やまとエコアクション21」を実施しています。これは、環境省の「エコアクション21」を参考に取組項目を絞り込んだ、市独自の制度です。登録・更新などの経費もかかりません。ぜひご参加ください。

アライグマなどの捕獲・回収を実施

☎(260)5451　みどり公園課

野生鳥獣による被害防止のため、市は市内緑地や公園などで、アライグマやハクビシンなどのわなによる捕獲を実施しています。目撃したり、被害があったりした場合は市へご連絡ください。なお、個人が私有地で捕獲する場合は、市の許可が必要です。捕獲許可は、同課へご相談ください。捕獲した個体は市で回収を受け付けています申電話で。※市による民有地での捕獲は、昨年度で終了しました。

社会体育大会出場選手等奨励金制度

☎(260)5763　スポーツ×ライフ課

全国大会・国際大会の出場者に奨励金を交付／**奨励金額**▶全国大会:個人5,000円、団体3万円、国際大会:個人8,000円、団体4万8,000円対市内在住者または市内に所在する6人以上の団体申大会後60日以内に申請書、口座振込依頼書、本人確認書類の写し、大会要項、出場資格が分かる書類、大会結果が分かる書類を直接または郵送で〒242-0029上草柳1-1-1三機MIRAIスポーツセンター大和内同課へ。※申請は年度内で1回限りです。※大会内容や種目などにより交付が認められない場合があります。※申請書、口座振込依頼書は同課で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。

家族介護慰労金を支給

☎(260)5611　人生100年推進課

在宅で要介護の人を介護している家族の負担軽減を図るため、家族介護慰労金を支給しています対次のすべてに該当する65歳以上の人を、在宅で介護している家族／①大和市に住民登録をして1年以上経過し、市内に居住している(入院日数は90日以内)、②市で定めた基準日から過去1年間、介護保険の要介護4または5と認定されており、介護保険のサービスを受けていない、③本人および同居の家族全員の市民税が非課税である。

障がいについての相談は「なんでも・そうだん・やまと」へ

☎(260)5667　障がい福祉課

市は、身体・知的・精神障がいのある人や家族が抱える生活上の不安や悩みの相談を受け、支援しています。次の相談窓口をご利用ください／**障害者自立支援センター**▶☎(265)5198ファクス(260)0238／**サポートセンター花音**▶☎(268)9914ファクス(267)0454／**相談支援センター松風園**▶☎(272)0040ファクス(240)0424。※詳しくは、市のホームページをごらんください。

雨水タンク購入費を補助

☎(260)5465　下水道・河川施設課

市は、雨水を有効利用するため、雨水タンク購入費の一部を補助しています対市内に雨水タンクを設置する人／**補助額**▶雨水タンク1基につき、本体税込価格の2分の1以内の額(1,000円未満は切り捨て)で限度額は1万5,000円申購入前に申請書と必要書類を市役所同課へ直接持参。申請書は同課で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。※建物1棟につき2基まで補助。ただし、建物が別であっても申請者が同じ場合は、同一年度に2基まで。また雨水タンクは屋外専用で、約70㎝四方の設置スペースが必要です。

自立相談窓口をご利用ください

☎(200)6177
大和市社会福祉協議会自立相談窓口

「離職などで経済的に困窮し、家賃が払えなくなりそう」という人は、住居確保給付金により家賃や転居費用の補助を受給できる可能性があります。ほかにも「何年も仕事をしておらず、就職活動が不安」「毎月の家計が把握できず赤字ばかり」といった、仕事や生活の困りごとの相談に応じます。周囲でお困りのかたがいたら、ご紹介ください日月～金曜日9:00～16:30(祝日・年末年始を除く)場市役所第2分庁舎大和市社会福祉協議会対経済的に困っている市内在住者申電話で。※市の所管は生活援護課。

大和市は自主財源を確保するため、「広報やまと」に広告を掲載しています。

「広報やまと」に掲載する広告を随時募集しています。詳しくは市のホームページをごらんください。問広報課☎(260)5313